⑰　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑱　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51―２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑲　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⑳　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

㉑　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鋼橋上部及び鋼製橋脚溶接部の品質確保の観点から、工場製作における完全溶け込み溶接継手部の検査に対して、請負者の費用により、全数非破壊検査を実施するものとし、更に、請負者による全数非破壊検査が終了（合格）した溶接継手部に対して、発注者の費用により、監督職員等の立会の下、第三者検査機関による非破壊検査（超音波探傷検査）を実施する。

㉒　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払い限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払い条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

㉓　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

㉔　本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。

㉕　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について（令和３年３月24日付け国会公契第46号、国官技第316号、国北予第63号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき受注者が希望する場合に行うものとする。

㉖　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。見積書の提出は、競争参加資格確認申請書提出後に、発注者より別途通知する依頼書により行う。

㉗　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

㉘　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

㉙　本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。

㉚　本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、週休２日または、週休２日交替制の確保に向けた受注企業の取組み（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合、また、若手技術者（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。

㉛　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

㉜　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

本工事は、以下に示す新技術のうち原則１技術以上を選定したうえで活用を行うものとする。

①　「i-Constructionにおける「ＩＣＴの全面的な活用」について」（令和２年３月31日付け国官技第399号、国総公第118号）に基づき適用する技術

②　新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）登録技術

③　「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年３月28日付け国官総第344号、国官技第319号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術

④　新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

⑤　その他、技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、公共工事等において実用段階に達している技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

当初の予定価格は標準積算によるものとし、①以外の新技術については設計変更の対象としない。

㉝　本工事は、建設現場の週休２日の実現のため、発注者が週休２日に取り組むことを指定する試行工事である。

㉞　本工事は、「令和４年度　熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の試行対象工事である。

㉟　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。ただし、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1.1　現場管理費率：1.1】